

令和4年度(2022年度)福祉のまちづくりに係る取組について(実績)

事業名	目的	事業概要	備考												
推進連絡協議会の設置	国、道、市町村、道民及び関係機関が一体となって福祉のまちづくりを推進する。	・協議会の開催～R4.10.27 ・幹事会の開催～R4.4(書面)、R4.10(書面) ・ワーキンググループ～R4.7.12、R4.8.30 R5.1.30	・構成団体:95団体 (建築、経済・労働・金融、 交通、福祉・医療、行政)												
まちづくり条例の普及啓発	各種会議等、様々な機会を利用し、条例の趣旨の普及啓発を図る。	・各種会議、イベント等での啓発 ・ホームページへの掲載等													
施設整備基準の普及	改正条例に基づく整備基準の内容の普及を図り、公共施設のバリアフリー化を推進する。	・ホームページ、各種会議等での「施設整備マニュアル(改訂版)」内容の普及													
福祉のまちづくり表彰	誰もが円滑に利用できるよう配慮された公共の施設等とともに、障がい者・高齢者等の自立と社会参加を支援する活動や福祉用具の製作に関し、優れた取組を表彰、普及する。	・まちづくり賞の応募・受賞状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応募区分</th> <th>応募数</th> <th>受賞数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共の施設部門</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>活動部門</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>福祉用具部門</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	応募区分	応募数	受賞数	公共の施設部門	6	1	活動部門	5	2	福祉用具部門	1	0	・表彰式 日時 R4.10.21 場所 ホテルポールスター札幌 4階 ライラック ・懇談会構成員:5名 (大学教授、福祉団体関係者、建築 団体関係者、市民活動関係者等)
応募区分	応募数	受賞数													
公共の施設部門	6	1													
活動部門	5	2													
福祉用具部門	1	0													
福祉環境アドバイザー派遣事業	福祉のまちづくりに関する相談等に対してアドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言等を行う。	・市町村が実施する福祉のまちづくりに関する研修会等へ、アドバイザーを派遣													
すべての人にやさしいまちづくり推進事業	すべての人々が、道立施設を円滑に利用できるよう必要な改善整備を図る。	・整備施設:全ての道立施設 ・対象整備:必要性、緊急性を勘案し選択 (バリアフリートイレ改修、トイレ内多目的シート、障がい者等用駐車場整備など)	・整備計画第11期(R4～R6) ・新たな要望・ニーズを踏まえ計画的に整備を実施												
「道民福祉の日」普及啓発	「道民福祉の日」(10月23日)の普及啓発を図る。	・パネル展の実施 R4.10.25～26 (道庁1階ロビー) ※その他、各振興局でもパネル展を実施													
障がい者等用駐車場の適正利用の普及啓発	障がい者等用駐車スペースに関する理解と普及・啓発を図り、適正利用を推進する。	・パネル展、小学生向け車いす体験会等において、普及啓発ブース設置及びポケットティッシュの配布を実施													
高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業	高齢者や障がい者が必要とする住宅改善を推進する仕組みが市町村において整備されるよう啓発・支援する。	・市町村で住宅改修セミナーの開催 4市町													
福祉のまちづくりサポーター制度	福祉のまちづくりの推進に協働していただけの道民をサポーターとして登録し、心のバリアフリーの理解と普及を目指す。	・心のバリアフリーの理解と普及を目指すため、日頃から取り組んでいる心のバリアフリーの活動を道に報告したり、日常生活で気付いた優良事例を自らがSNS等で情報発信するなど、普及啓発に関するボランティア活動を行う。	・日常生活で気付いた街中のバリアフリーの優良事例を自身のSNSで情報発信 ・街中の優良事例の情報収集と道への情報提供 ・自主的な勉強会等への参加 ・企業等のボランティア活動へ参加 ・道の普及啓発活動へ参加												
心のバリアフリー普及啓発支援事業	「心のバリアフリー」を幅広く道民に理解してもらうため、市町村等が実施する「心のバリアフリー」の普及啓発活動を支援する。	・心のバリアフリー普及啓発に係る研修会等への講師を派遣 5件													

令和5年度(2023年度)福祉のまちづくりに係る取組について(計画)

事業名	目的	事業概要	備考												
推進連絡協議会の設置	国、道、市町村、道民及び関係機関が一体となって福祉のまちづくりを推進する。	・協議会の開催 ・ワーキンググループの開催～R5. 5. 24	・構成団体:94団体 〔建築、経済・労働・金融、交通、福祉・医療、行政〕												
まちづくり条例の普及啓発	各種会議等、様々な機会を利用し、条例の趣旨の普及啓発を図る。	・各種会議、イベント等での啓発 ・ホームページへの掲載等													
施設整備基準の普及	改正条例に基づく整備基準の内容の普及を図り、公共的施設のバリアフリー化を推進する。	・ホームページ、各種会議等での「施設整備マニュアル(改訂版)」内容の普及													
福祉のまちづくり表彰	誰もが円滑に利用できるよう配慮された公共的施設等とともに、障がい者・高齢者等の自立と社会参加を支援する活動や福祉用具の製作に関し、優れた取組を表彰、普及する。	・まちづくり賞の応募・受賞状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応募区分</th> <th>応募数</th> <th>受賞数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共的施設部門</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>活動部門</td> <td>13</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>福祉用具部門</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	応募区分	応募数	受賞数	公共的施設部門	3	2	活動部門	13	5	福祉用具部門	0	0	・表彰式 日時 R5.10.23 場所 ホテルポールスター札幌 2階 セレナード ・懇談会構成員:5名 〔大学教授、福祉団体関係者、建築団体関係者、市民活動関係者等〕
応募区分	応募数	受賞数													
公共的施設部門	3	2													
活動部門	13	5													
福祉用具部門	0	0													
福祉環境アドバイザー派遣事業	福祉のまちづくりに関する相談等に対してアドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言等を行う。	・市町村が実施する福祉のまちづくりに関する研修会等へ、アドバイザーを派遣する。													
すべての人にやさしいまちづくり推進事業	すべての人々が、道立施設を円滑に利用できるよう必要な改善整備を図る。	・整備施設:全ての道立施設 ・対象整備:必要性、緊急性を勘案し選択(バリアフリートイレ改修、トイレ内多目的シート、障がい者専用駐車場整備など)	・整備計画第11期(R4～R6) ・新たな要望・ニーズを踏まえ計画的に整備を実施												
「道民福祉の日」普及啓発	「道民福祉の日」(10月23日)の普及啓発を図る。	・パネル展の実施 R5.11.2～6 (道庁1階ロビー) ※その他、各振興局でもパネル展を実施													
障がい者専用駐車場の適正利用の普及啓発	障がい者専用駐車スペースに関する理解と普及・啓発を図り、適正利用を推進する。	・パネル展、小学生向け車いす体験会等において、普及啓発ブース設置及びポケットティッシュの配布を実施													
高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業	高齢者や障がい者が必要とする住宅改善を推進する仕組みが市町村において整備されるよう啓発・支援する。	・市町村で住宅改修セミナーを開催													
福祉のまちづくりサポーター制度	福祉のまちづくりの推進に協働していただけの道民をサポーターとして登録し、心のバリアフリーの理解と普及を目指す。	・心のバリアフリーの理解と普及を目指すため、日頃から取り組んでいる心のバリアフリーの活動を道に報告したり、日常生活で気付いた優良事例を自らがSNS等で情報発信するなど、普及啓発に関するボランティア活動を行う。	・日常生活で気付いた街中のバリアフリーの優良事例を自身のSNSで情報発信 ・街中の優良事例の情報収集と道への情報提供 ・自主的な勉強会等への参加 ・企業等のボランティア活動へ参加 ・道の普及啓発活動へ参加												
心のバリアフリー研修事業	「心のバリアフリー」の推進を図るため、心のバリアフリー研修事業を実施し、北海道全体の「心のバリアフリー」の一層の推進を図る。	・障がいについての基礎的知識や向き合い方を学ぶ「心のバリアフリー」に関するオンライン研修を実施する。 ・研修受講後、アプリケーションを用いて、研修の復習と実践を行う。	・対象 市町村職員 ・研修 ①R5. 10. 30 ②R5. 11. 8												

令和5年度 福祉のまちづくり関連主要施策について

※ 庁内関係部関係課 条例関連事業 (保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係が実施している事業を除く。)

条例の 基本的施策	事業名	担当部	事業概要
条 項	再掲		
第3条 道の責務	○広報活動推進費 (視覚障がい者向け広報「ほっかい どう」発行費)	総合政策部	・広報紙「ほっかいどう」の点字版(点字広報誌「ほっかいどう」)と音声版(声の広報 「ほっかいどう」)を制作及び配布する。 ・点字の読める方には、点字広報誌「ほっかいどう」を郵送する。点字の読めない方 には、声の広報「ほっかいどう」を総合振興局・振興局や市町村(福祉施設含む)、視覚障 害者関係団体などに備え置いて貸し出しを行う。
	○広報活動推進費 (視聴覚媒体利用費)	総合政策部	・道政広報番組の放送にあたり、聴覚障がい者用に手話通訳及び字幕スーパーを入れている。 ・また、視覚障がい者用として詳細な番組内容を副音声で流している。
	○広報活動推進費 (ホームページの管理・運営)	総合政策部	・ホームページの制作にあたっては、画像についても説明文が書き込める仕組みにしてお り、音声読み上げソフト使用者に配慮している。 ・ウェブアクセシビリティ(障がい者や高齢者などを含むすべての人が、ウェブで提供 されている情報にスムーズにアクセスし利用できること)に配慮したホームページ記載方 法のマニュアルを作成し、イントラネットに掲載するとともに、職員研修を実施してい る。
	○道営住宅事業特別会計	建設部	・子ども、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が安全・安心に暮らせるよう、ユニ バーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備を行っている。
	○道路交通安全施設費	建設部	・交差点や路肩の拡幅等改良整備や防護柵を設置するなど、高齢者、障がい者、子どもな どが安全・安心に利用できる道路の交通環境改善を行っている。
	○都市計画街路事業費	建設部	・高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できるよう、バリアフリー新法に基づき、歩道 等、視覚障がい者誘導用ブロック、照明等を整備している。
	○都市公園事業費	建設部	・障害者、高齢者に配慮した公園の整備を進める。(園路の補修・トイレの整備等)
	○交通安全施設整備費	北海道 警察本部	・高齢者、障がい者等の横断の安全を確保するための機能を付加した音響信号機等の整備 などを行っている。
第9条 啓発活動	○地域活動推進事業費 (地域活動推進事業費補助金)	環境生活部	・多様化する地域社会のニーズに対応し、市民と行政の協働により多様で豊かな地域社会 を形成するため、地域住民の公益的活動(地域活動)の総合的支援を行う(公財)北海道 地域活動振興協会が行う事業に対して助成する。 ・(公財)北海道地域活動振興協会は、社会福祉の向上やボランティアの啓発につながる 活動を展開している。
	○地域活動推進事業費 (市民活動促進センター管理運営 費)	環境生活部	・道立市民活動促進センターの管理運営を行うため、指定管理者との協定に基づき負担金 を支出する。 ・北海道立市民活動促進センターは、社会福祉の向上やボランティアの啓発につながる活 動や調査研究を行っている。
	○民間住宅等関連事業推進費 (住意識向上支援・相談事業補助 金) 総合的住情報提供・相談事業費補助 金	建設部	・高齢社会等に対応した良質な住宅やバリアフリーリフォーム等の促進などを目的として (財)北海道建築指導センターが実施する住まいづくりに関するセミナー、展示会、各種 普及啓発資料の配布、相談などを行う事業に対する補助。
	○民間住宅等関連事業推進費 (既存ストック有効活用推進事業)	建設部	・耐震、バリアフリー、耐熱気密といった性能を向上させるリフォームの推進により既存 ストックの有効活用を図る。(高齢社会等に対応したバリアフリーリフォームの普及促進 が含まれる。)
	○交通エコロジー・モビリティ財団 賛助会費	総合政策部	・高齢者及び障がい者等の、より一層円滑なモビリティを実現するための啓発広報、情報 提供及び調査研究並びに施設の整備、保有、貸付及び施設整備等に対する支援を行うこと にも、地球環境問題の解決等を推進するための事業及びそれらに対する支援を行うこと により、人及び地球にやさしい社会環境の実現を目的に活動する、(公財)交通エコロジー モビリティ財団に対し、賛助会費を支出。
	○地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事業) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	総合政策部	・地域の実情やニーズに対応して、福祉基盤の整備や福祉のまちづくりの推進、高齢者・ 障がい者等の自立支援、子どもの健全育成促進などを目的とした事業に対する支援を行 う。 ・道民福祉の日を普及するため、交流事業を実施(ふれ愛デー推進事業) ・市町村が実施する福祉灯油事業への助成 ・市町村が購入する福祉車両への助成 ・市町村が実施する福祉のまちづくりの普及事業への助成
	○高齢者対策推進費 (認知症対策等総合支援事業) 認知症地域医療支援事業	保健福祉部	・認知症の早期発見、対応の充実を図るため、地域のかかりつけ医等に対し、家族からの 話や悩みに対応できるよう、適切な認知症診断や支援方法に関する知識・技術を習得する 研修や、かかりつけ医をサポートする医師の養成研修やフォローアップ研修を実施する。
	○高齢者対策推進費 (自立支援・重度化防止等市町村支 援事業費)	保健福祉部	・市町村が実施する介護予防事業等や自立支援・重度化防止等に資する地域ケア会議の効 果的な実施を図るため、介護予防従事者への研修の実施や地域ケア会議へのアドバイザー 派遣を通じた市町村支援を行う。

条例の 基本的施策	事業名	再掲	担当部	事業概要
第9条 啓発活動	○高齢者対策推進費 (ケアラー支援体制構築事業費)		保健福祉部	・ケアラー(家族介護者)支援についての認知度向上と適切な理解の促進を図るため、SNSを活用した情報発信やポスター等の啓発資料を掲示するほか、普及を目的としたシンポジウムを開催する。 ・ケアラーからの相談に適切な対応をすることができる職員の養成を目的とした研修を実施する。 ・市町村において当事者交流の拠点となるカフェやサロンの設置を促進するとともに、地域の支援体制を構築するための助言者となるアドバイザー派遣を行う。
	○障がい者対策推進費 (地域リハビリテーション支援体制推進事業)		保健福祉部	・地域リハビリテーションが、高齢者や障がい者及び難病患者等の支援のために重要であることから、保健、医療、福祉、介護が連携し、生活等の場において、必要とする住民に対し適切なりハビリテーションサービスが提供されるよう、その支援体制を整備する。 ・地域への情報提供 ・全国リハビリテーション合同研修大会の開催 ・人的・技術的支援及び新たなリハビリテーションの情報提供等 ・理学療法士等のスキルアップのための研修等の実施 ・関係団体、医療機関、福祉施設及び介護保険施設等との連絡調整
	○障がい者対策推進事業費 (障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会等運営事業)		保健福祉部	・地域づくり委員会の活用促進のため、行政職員、施設従事者の研修等各種機会をを通じ、北海道障がい者条例の概要を説明、また、関係団体へ条例のパネルの貸し出しを行うなどして、広く条例の理念の普及を図る。
	○地域人権啓発活動活性化事業費 (障がい者権利擁護促進事業)		保健福祉部	・障がい者虐待や障がいを理由とした差別等を解消するため、障がい及び障がい者に対する理解を深めるためのフォーラムを開催する。
第10条 学習機会の提供	○地域活動推進事業費 (地域活動推進事業費補助金)	○	環境生活部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○社会教育施設管理費 (青少年体験活動支援施設維持運営費)		教育庁	・障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた、体験的な学習機会の提供 ・障がいに対する理解を深めるためのパラスポーツの体験事業や、障がいの有無にかかわらず参加できる成人向け事業の展開
	○民間住宅等関連事業推進費 (住意識向上支援・相談事業補助金) 総合的住情報提供・相談事業費補助金	○	建設部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○私立幼稚園等管理運営対策費補助金		総務部	・私立幼稚園等の管理運営に関する経常経費に対する補助を行い、特別支援教育に積極的に取り組んでいる私立幼稚園等に対しては、管理運営に要する経常経費に対する補助の加算措置を行う。
	○私立特別支援学校管理運営費補助金		総務部	・私立特別支援学校の管理運営に関する経常的経費に対する補助を行い、学校の教育条件の維持・向上や保護者の負担軽減、学校経営の安定化を図る。
	○私立高等学校管理運営費補助金		総務部	・私立高等学校の管理運営に関する経常経費に対する補助を行い、学校の特別支援教育の充実と父母負担の軽減を図る。 ・障がいのある生徒を受け入れ、積極的に支援している私立高等学校に対しては、管理運営に要する経常経費に対する補助の加算措置を行う。
	○障がい者対策推進費 (地域リハビリテーション支援体制推進事業)	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○社会福祉事業費 (北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助金)		保健福祉部	・全道的なボランティア活動への基盤整備や福祉教育、資質向上研修、広報啓発などのボランティア活動の推進
	○人材育成対策費 介護従事者確保総合推進事業 (次世代の担い手育成推進事業)		保健福祉部	・小・中学校等に、福祉・介護に関する有識者をアドバイザーとして派遣し、体験学習等の授業を行うことで、若年層(特に学童期)の段階から福祉・介護に関する理解を深めるとともに、興味・関心を高めることで、将来の福祉・介護分野を担う人材の育成を図る。
第11条の2 冬期の生活環境 の整備	○地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事業) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	○	総合政策部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
第11条の3 移動手段の確保 の支援	○交通エコロジー・モビリティ財団 賛助会費	○	総合政策部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○バス運行対策・利用促進費 (バス利用促進等総合対策事業費補助金)		総合政策部	・高齢者、障がい者等の移動の利便性及び安全性の向上に資するため、ノンステップバス等(ノンステップバス、リフト付きバス等)の導入に対する補助を行っている。

条例の 基本的施策	事業名	再掲	担当部	事業概要
第11条の3 移動手段の確保 の支援	○地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事業) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	○	総合政策部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○地域活動推進事業費 (地域活動推進事業費補助金)	○	環境生活部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
第11条の4 情報の利用等	○地域活動推進事業費 (市民活動促進センター管理運営 費)	○	環境生活部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○広報活動推進費 (視覚障がい者向け広報「ほっかい どう」発行費)	○	総合政策部	※ 第3条 道の責務と同じ。
	○広報活動推進費 (視聴覚媒体利用費)	○	総合政策部	※ 第3条 道の責務と同じ。
	○広報活動推進費 (ホームページの管理・運営)	○	総合政策部	※ 第3条 道の責務と同じ。
	○北海道赤ちゃんのほっとステ ーション登録促進事業		保健福祉部	・「授乳」や「おむつ交換」が無料で利用可能な場所を有する公共的施設を登録・紹介する事業。親子などが安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、北海道のサイト等の活用により本制度の情報発信を行う。 ・子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めるため、授乳とおむつ替えの両方の行為ができる設備を有し、希望者が無料で利用可能な施設・店舗を「北海道赤ちゃんのほっとステーション」として登録する。
	○地域生活支援事業費 (障がい者社会参加等総合推進事 業)		保健福祉部	・障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の派遣・養成など、在宅を中心とした障がい者の社会活動に必要な相談・援助を行うことにより、社会活動への参加と自立を促進する。
第11条の5 相談体制の整備 等	○消費生活上対策事業費 (消費生活センター管理運営費)		環境生活部	・道立消費生活センターの管理運営を行うため、指定管理者との協定に基づき負担金を支出する。 ・どこに住んでいても安心して消費生活相談が受けられるよう、北海道立消費生活センターを設置及び指定管理による管理運営を行い、苦情相談処理機能の充実を図る。
	○民間住宅等関連事業推進費 (住意識向上支援・相談事業補助 金) 総合的住情報提供・相談事業費補助 金	○	建設部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○高齢者対策推進費 (高齢者虐待防止・相談支援セン ター運営事業費)		保健福祉部	・高齢者及びその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するほか、市町村及び介護保険施設等が実施する高齢者虐待防止(身体拘束廃止を含む。)への取組を総合的に支援することにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。
	○障がい者対策推進事業費 (視覚障がい者情報提供施設運営事 業)		保健福祉部	・視覚障がい者及びその家族からの更生援護等の相談に応じ、自立と社会参加を促進するため相談員を設置し、これら障がい者からの相談体制づくりを推進し、福祉の向上を図る。
	○地域生活支援事業費 (聴覚障がい者情報提供施設運営事 業)		保健福祉部	・聴覚障がい者及びその家族からの更生援護等の相談に応じ、自立と社会参加を促進するため相談員を設置し、これら障がい者からの相談体制づくりを推進し、福祉の向上を図る。
第11条の7 人材の育成等	○地域活動推進事業費 (地域活動推進事業費補助金)	○	環境生活部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○観光基盤費事務費 ユニバーサルツーリズム推進事業		経済部	・アドバイザーを派遣し、観光関連事業者に対してバリアフリー化の取組について指導助言を行う。 ・サポーター育成研修を実施し、バリアフリー観光に関わる人材の育成を推進する。 ・空港を拠点としたバリアフリー観光サービスシステムを検討し、実践する。
	○高齢者対策推進費 (明るい長寿社会づくり推進事業 費)		保健福祉部	・介護予防の観点から、高齢者の各種活動の組織づくり、社会参加活動の振興のための指導者等養成、仲間づくり支援事業を総合的に実施する。
	○高齢者対策推進費 (認知症理解普及促進事業支援事 業) ・認知症理解普及促進事業 ・認知症サポーター等養成事業		保健福祉部	・認知症の人を抱える家族を対象に抱えている悩みに対し認知症コールセンターを設置し家族等の連携、認知症の理解を深めるための交流集会を実施するとともに、地域で認知症ケアに関わっている関係者、地域住民等を対象に研修会、家族相談会等を実施する。 ・認知症の人を支える認知症サポーター等の養成に係る研修を実施する。

条例の 基本的施策 条 項	事業名	再掲	担当部	事業概要
第11条の7 人材の育成等	○高齢者対策推進費 (認知症対策等総合支援事業) 認知症地域医療支援事業	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○高齢者対策推進費 (ケアラー支援体制構築事業費)	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○障がい者対策推進費 (地域リハビリテーション支援体制 推進事業)	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
第12条 技術的な助言等	○建築基準法施行費		建設部	・建築基準法に基づく建築確認申請等の確認審査及び完了検査に係る事務の一部を市町村に委託することにより、建築確認事務の迅速化を図るとともに、違反建築、その他のトラブルの未然防止を図り、住民サービスの向上を図る。 ・建築基準法に基づく建築確認申請書提出時に、不特定かつ多数の者の利用に供する施設の新築等をしようとする場合は、北海道福祉のまちづくり条例、バリアフリー法の内容に照らし合わせて、各整備基準への適合について、指導助言を行っている。
	○交通エコロジー・モビリティ財団 賛助会費	○	総合政策部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事業) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	○	総合政策部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○バス運行対策・利用促進費 (バス利用促進等総合対策事業費補 助金)	○	総合政策部	※ 第11条の3 移動手段の確保の支援と同じ。
	○高齢者対策推進費 (自立支援・重度化防止等市町村支 援事業費)	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○高齢者対策推進費 (地域支援事業交付金)		保健福祉部	・介護予防事業・包括的支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう実施主体である市町村が実施する介護予防事業等に対し、負担割合に応じた費用を交付する。
	○高齢者対策推進費 (ケアラー支援体制構築事業費)	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○障がい者対策推進費 (地域リハビリテーション支援体制 推進事業)	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
第13条 調査研究等	○地域活動推進事業費 (市民活動促進センター管理運営 費)	○	環境生活部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○交通エコロジー・モビリティ財団 賛助会費	○	総合政策部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
	○高齢者対策推進費 (自立支援・重度化防止等市町村支 援事業費)	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
第14条 表彰等	○高齢者対策推進費 (明るい長寿社会づくり推進事業 費)	○	保健福祉部	※ 第11条の7 人材の育成等と同じ。
第15条 推進体制	○障がい者対策推進費 (地域リハビリテーション支援体制 推進事業)	○	保健福祉部	※ 第9条 啓発活動と同じ。
第20条 指導及び助言	○建築基準法施行費	○	建設部	※ 第12条 技術的な助言等と同じ。